道州制導入に係る認識についての 知事への申し入れ

政府の第 29 次地方制度調査会の最終答申が 6 月に出され、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告が今秋にもまとまり、いよいよ第 二期地方分権改革の総仕上げとも言うべき時期を迎えています。

「道州制導入」については、政府の「骨太の方針 2009」の中で、道州制基本法の制定に向けて「検討機関」の設置が盛り込まれており、本格的な動きとなることが確実であります。

また、松沢知事が神奈川県知事就任以来、道州制推進を強く主張されており、最近も各方面に要望活動を活発化されていることも聞いております。

ところが、現在、各方面で行われている検討や論調をみると、地方分権の受け皿としての広域自治体である道州と再編された基礎自治体を組み合わせた議論となっております。

そのため、全国町村会は、これ以上の合併を許すまじとする主張から、道州制導入には絶対に反対であるとしております。

地方分権を担う基礎自治体の本来のあり方は、歴史・文化・地域に根差した本当の住民主権を貫くものであり、その姿は当然多様なものとなります。その主張は、われわれ町村長が直接住民と日常的に接触しているからこそ自信を持って言えることであります。

日本の社会で培われた深く長い歴史と、北から南まで日本列島の様々な地形や自然の中で、人々は和を重んじて自治を培ってきました。画一的で数列的な基礎自治体では権力機構はできても、本当の自治は生まれません。日本の市町村は大小様々であり、歴史・文化・伝統を含めたその違いを認めることが、日本のあるべき姿であると考えます。

そこで、神奈川県町村会として、平成 22 年から政令 3 市を抱える神奈川県において、「道州制導入の議論を多いにすべし」とする知事の主張には同調するものの、基礎自治体のあり方については、われわれの主張をご理解いただきたいと思います。

よって、松沢知事に今後の道州制推進論議について、神奈川県町村会の認識をふまえていただくよう申し入れます。

平成21年8月28日

神奈川県町村会

会 副 会 長 副 会 長 政務担当役員 大井町長 恒 行 間 宮 箱根町長 昇 士 Ш 愛川町長 登美夫 田 Щ 中井町長 上 信 尾 英 葉山町長 森 寒川町長 Щ 上 貞 夫 則 大磯町長 Ξ 好 正 二宮町長 本 孝 也 坂 松田町長 介 島 村 俊 戸 夫 山北町長 孝 瀬 開成町長 露 木 順 真鶴町長 木 健 青 湯河原町長 冨 田 幸 宏 清川村長 大 矢 明 夫